

利 用 者 の た め に

本書は、農林水産省の統計組織で実施している青果物卸売市場調査の結果のうち、全国の主要な青果物卸売市場で取り扱った青果物の主要品目について、消費都市と産地都道府県との交流状況を月ごとに取りまとめたものである。

1 調査の目的

本調査は、全国の主要な青果物卸売市場における青果物の卸売数量及び卸売価額を調査し、価格形成の実態等を明らかにすることにより、青果物の価格安定対策、生産出荷安定対策、流通改善対策等に資することを目的として実施する。

2 調査の根拠

本調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

3 調査機関

農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて実施した。

4 調査範囲及び調査対象

(1) 調査範囲及び調査の母集団

調査範囲は全国とし、調査の母集団は全国の青果物卸売市場に所在する全ての青果物卸売会社及び全てのJA全農青果センターとする。

(2) 調査対象者

調査対象者は、次のアからウまでのいずれかの都市（調査対象都市（表1参照））に所在し、各条件を満たす青果物卸売会社及びエのJA全農青果センターとする。

ア 中央卸売市場が開設されている都市

中央卸売市場に所在する全ての青果物卸売会社

ただし、東京都及び大阪府については、都府内にある市内青果市場（中央卸売市場以外の卸売市場）に所在する青果物卸売会社のうち年間取扱数量の多い方から順に市内青果市場の年間取扱数量合計の80パーセントをカバーするまでの青果物卸売会社についても調査対象者とする。

イ 県庁が所在する都市（アを除く。）

それぞれの都市に所在する青果物卸売会社のうち年間取扱数量の多い方から順にそれぞれの都市の年間取扱数量の80パーセントをカバーするまでの青果物卸売会社

ウ 人口20万人以上でかつ青果物の年間取扱数量がおおむね6万トン以上の都市（ア及びイを除く。）

それぞれの都市に所在する青果物卸売会社のうち年間取扱数量の多い方から順にそれぞれの都市の年間取扱数量の80パーセントをカバーするまでの青果物卸売会社

エ JA全農青果センター

全国農業協同組合連合会の全てのJA全農青果センター（3か所：埼玉県、神奈川県及び大阪府）

表 1 都道府県別調査対象都市一覧表

都道府県名	都	市	名
北海道	札幌・旭川・函館		(3)
青森	青森・八戸		(2)
岩手	盛岡		(1)
宮城	仙台		(1)
秋田	秋田		(1)
山形	山形		(1)
福島	福島・いわき		(2)
茨城	水戸		(1)
栃木	宇都宮		(1)
群馬	前橋		(1)
埼玉	さいたま・上尾		(2)
千葉	千葉・船橋・松戸		(3)
東京	東京都全域（島しょ部は除く。）		(1)
神奈川	横浜・川崎		(2)
新潟	新潟		(1)
富山	富山		(1)
石川	金沢		(1)
福井	福井		(1)
山梨	甲府		(1)
長野	長野・松本		(2)
岐阜	岐阜		(1)
静岡	静岡・浜松・沼津		(3)
愛知	名古屋・豊橋		(2)
三重	北勢（四日市・桑名・鈴鹿・いなべ・木曽岬・東員・菰野・朝日・川越）・三重（北勢を除く三重県全域）		(2)
滋賀	大津		(1)
京都	京都		(1)
大阪	大阪府全域		(1)
兵庫	神戸・姫路		(2)
奈良	奈良（奈良・大和高田・ <u>大和郡山</u> ・天理・橿原・桜井・御所・生駒・香芝・葛城・生駒郡・磯城郡・高市郡・北葛城郡）		(1)
和歌山	和歌山		(1)
鳥取	鳥取		(1)
島根	松江		(1)
岡山	岡山		(1)
広島	広島・福山		(2)
山口	宇部		(1)
徳島	徳島		(1)
香川	高松		(1)
愛媛	松山		(1)
高知	高知		(1)

表 1 都道府県別調査対象都市一覧表（続き）

都道府県名	都 市 名	
福岡	北九州・福岡・久留米	(3)
佐賀	佐賀	(1)
長崎	長崎・佐世保	(2)
熊本	熊本	(1)
大分	大分	(1)
宮崎	宮崎	(1)
鹿児島	鹿児島	(1)
沖縄	那覇	(1)
計		65都市

注： 卸売市場の開設区域が複数の市町村にまたがる場合、当該市場名を都市名とし、（ ）書きで開設区域内市町村を示した。

また、当該市場の所在市町村をアンダーラインで示した。

5 調査の期間

平成28年1月から12月までの1年間（月別）

6 調査事項

調査事項は、野菜50品目及び果実44品目・品種の産地別卸売数量及び卸売価額である。

なお、その内数としての転送入荷品に関わるものも併せて調査した。

7 調査方法

本調査は、次のいずれかの方法により実施した。

ただし、調査対象者が本社・支社の関係にあるものについては、原則として本社において支社分を含めて調査した。

- (1) 調査対象者が作成した調査票データをオンラインにより収集する自計調査の方法
- (2) 調査対象者が作成した電磁的記録媒体又は調査票を郵送により回収する自計調査の方法
- (3) 農林水産省職員が調査対象卸売会社に対して聞き取り又は関係帳簿の閲覧により調査票を作成する他計調査の方法

8 集計方法

調査対象ごとの月別調査結果を積み上げて年計値を算出し、主要消費地域ごとに集計した。

(1) 野菜

ア 野菜の50品目について、主要消費地域ごとに、産地別・月別の卸売数量及び卸売価格を表章した。

イ 主要消費地域及びその主要消費地域に含まれる都市は、表2のとおりである。

表2 主要消費地域一覧表

主要消費地域	主要消費地域に含まれる都市
北海道	札幌市・旭川市・函館市
札幌	札幌市・旭川市
東北	青森市・八戸市・盛岡市・仙台市・秋田市・山形市・福島市・いわき市
仙台・盛岡	仙台市・盛岡市
関東	水戸市・宇都宮市・前橋市・さいたま市・上尾市・戸田市・千葉市・船橋市・松戸市・東京都・横浜市・川崎市・平塚市・甲府市・長野市・松本市・静岡市・浜松市・沼津市
京浜	さいたま市・上尾市・戸田市・千葉市・船橋市・松戸市・東京都・横浜市・川崎市・平塚市
北陸	新潟市・富山市・金沢市・福井市
東海	岐阜市・名古屋市・豊橋市・津市・四日市市 ¹⁾
近畿	大津市・京都市・大阪府 ²⁾ ・神戸市・姫路市・奈良市 ³⁾ ・和歌山市
中国	鳥取市・松江市・岡山市・広島市・福山市
四国	徳島市・高松市・松山市・高知市
九州	宇部市 ⁴⁾ ・北九州市・福岡市・久留米市・佐賀市・長崎市・佐世保市・熊本市・大分市・宮崎市・鹿児島市
北九州	宇部市・北九州市・福岡市・久留米市・佐賀市

注： 1)は、北勢公設地方卸売市場が開設されている都市であり、その開設区域は四日市市、桑名市、鈴鹿市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町及び川越町である。

2)は、大阪府全域とした。

3)は、大和郡山市に奈良県中央卸売市場として市場が開設され、その開設区域は奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、生駒郡、磯城郡、高市郡及び北葛城郡である。

4)は、指定野菜価格安定対策事業における対象市場群の区分により九州とした。

(2) 果実

ア 果実44品目・品種のうち国産品目である次の22品目（18品種）について、主要消費地域ごとに、産地別・月別の卸売数量及び卸売価格を表章した。

みかん、ネーブルオレンジ、甘なつみかん、いよかん、はっさく、その他の雑かん、りんご（つがる、ジョナゴールド、王林、ふじ、その他のりんご）、日本なし（幸水、豊水、二十世紀、新高、その他のなし）、西洋なし、かき（甘がき、渋がき）、びわ、もも、すもも、おうとう、うめ、ぶどう（デラウェア、巨峰、その他のぶどう）、くり、いちご、メロン（温室メロン、アンデスメロン、その他のメロン）、すいか、キウイフルーツ、その他の国産果実

イ 主要消費地域は、次の12都市とした。

札幌市、仙台市、東京都、横浜市、金沢市、名古屋市、京都市、大阪府、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

ウ 産地はイの都市ごとに入荷量の80%をカバーする入荷量上位の産地（都道府県）のうち上位5産地（都道府県）までとした。

9 目標精度

この調査においては、目標精度は設定していない。

10 用語の解説及び約束

(1) 青果物卸売市場

ア 青果物卸売市場とは、卸売業者が生産者若しくは集出荷団体等から委託を受け、又は買い付けを行い、仲卸業者又は小売業者に対し「せり」、「入札」又は「相対」の方法で建値を行って売りさばくための場立ちの行われる場所をいう。

したがって、産地で生産者から荷を集めて、これらを消費地に出荷するいわゆる産地の集荷市場は含めない。

イ 中央卸売市場とは、卸売市場法（昭和46年法律第35号）に基づき地方公共団体が農林水産大臣の認可を受けて開設している市場であり、平成28年12月末日現在開設されている中央卸売市場は、次の49市場となっている。

なお、福岡市中央卸売市場青果市場、東部市場及び西部市場については平成28年2月に統合された。

札幌市、青森市、八戸市、盛岡市、仙台市、いわき市、宇都宮市、東京都（築地・大田・北足立・葛西・豊島・淀橋・世田谷・板橋・多摩）、横浜市、川崎市、新潟市、金沢市、福井市、岐阜市、静岡市、浜松市、名古屋市（本場・北部）、京都市、大阪市（本場・東部）、大阪府、神戸市（本場・東部）、奈良県、和歌山市、岡山市、広島市（中央・東部）、宇部市、徳島市、高松市、松山市、高知市、北九州市、福岡市、久留米市、長崎市、宮崎市、鹿児島市、沖縄県

(2) J A全農青果センター

J A全農青果センターとは、全国農業協同組合連合会が消費都市及びその周辺地域において一定の施設を備え、継続的に生鮮食料品の集分荷、価格形成、決済などを行い、卸売市場に代替する機能を果たしているものをいう。

(3) 青果物卸売会社

青果物卸売会社とは、集出荷団体、集出荷業者又は生産者から青果物の販売の委託を受け又は買い付けて、青果物の卸売業務を行う法人又は個人をいう。

(4) 卸売数量

卸売数量とは、青果物卸売市場で「せり」、「入札」又は「相対」の方法で売りさばかれた数量（転送量を含む。）であり、その荷物の荷姿の単位ごとに表示されている量目をkg換算した数量である。

なお、本書に掲載した卸売数量は直接入荷分のみであり、転送入荷分は含まない（卸売価額及び卸売価格についても同様）。

(5) 卸売価額

本調査における卸売価額は、消費税を含む価額である。

(6) 卸売価格

卸売価格は、卸売価額を卸売数量で除して算出した1kg当たりの平均価格である。

(7) 転送量

本調査で転送量とは、一度卸売市場に上場されて販売された青果物が、仲卸業者などを経て再び他の卸売市場に上場された数量をいう。

なお、本書においては、卸売数量に転送量を含めていない。

11 統計表の見方等

- (1) 本書に掲載した産地都道府県は、青果物卸売市場に入荷した時点で、荷主の居住する都道府県とした。

なお、別途公表している『野菜生産出荷統計』及び『果樹生産出荷統計』の産地都道府県は、収穫・出荷した都道府県であり、本書の産地都道府県とは異なることがある。

- (2) 本調査の調査対象期間は暦年（１月～12月）であり、別途公表している『野菜生産出荷統計』及び『果樹生産出荷統計』の調査対象期間は、品目ごとの年産区分によるため、本統計の調査対象期間とは異なることがある。

- (3) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、計と内訳の積上げ値が一致しない場合がある。

- (4) 統計表中に使用した記号は、次のとおりである。

「0」：単位に満たないもの（例：0.4t→0t）

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

卸売価格については、産地・季節によっては極端に高価なものや質の悪いすものなどの安価なものが入荷されることがあり、適切な卸売価格を表さないことがあるため卸売数量が4 t以下の場合には「…」と表示した。

- (5) 本調査の結果及び累年データについては、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類の「農畜産物卸売市場」、品目別分類の「野菜（市場・流通）」又は「果樹（市場・流通）」の下に分類されている「確報（統計表一覧）」及び「長期累年」で御覧いただけます。

【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

また、本調査の結果については、別途刊行している『青果物卸売市場調査報告』においても御覧いただけます。

12 お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課消費統計室 流通動向第1班

電 話：（代表）03－3502－8111 内線3713

（直通）03－6744－2047

FAX： 03－3502－3634